

微小粒子状物質（PM2.5）対策に関する意見書（案）

微小粒子状物質（PM2.5）は、粒径 2.5 マイクロメートル以下の粒子状物質であり、呼吸器系の奥深くまで入りやすく健康に影響を及ぼすことが、国内外の疫学的分野、その他の科学的知見で示されている。

平成 21 年に設定された PM2.5 に係る環境基準では、日本における年平均値は 1 立方メートル当たり 15 マイクログラム、世界保健機関（WHO）における年平均値は 10 マイクログラムとされている。平成 23 年度の東京都微小粒子状物質検討会の報告によれば、都内の大気中の PM2.5 濃度は、ディーゼル車規制などにより年々改善してきてはいるものの、従来の対策のままでは、平成 28 年度には一般局平均でも 17.2 マイクログラムとなり、環境基準を上回ると推計されている。

今後は、ディーゼル車規制を継続し、その拡充を進めることに加え、船舶や家庭・事業所など、多様な発生源に対するきめ細かい対策が求められている。また、国内外の人為的発生源の影響や、国外からの移流の影響とその発生源の実態等について解明し、その影響を低減させる手段を早急に講ずる必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、PM2.5 の対策に関し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国の責任において、国道沿道における全ての大気汚染測定局に PM2.5 の測定器を設置するなど、PM2.5 の測定局を増設し、精度の高い実態把握に努めること。
- 2 PM2.5 の発生の機序や実態についての解明に努めること。
- 3 PM2.5 の影響を低減させるための施策を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。